

Japanese | 日本語

留学生プログラム標準契約書

内容

1. 学業に関する要件	4
1.1. 入学要件	4
1.2. 出席率	4
1.3. 行動規定	5
1.4. 学業の進捗	6
1.5. 入学延期・休学・取消し	8
1.6. 入学登録内容の変更申請	9
1.7. クイーンズランド州立校以外の就学先への転校	11
2. 生活	14
2.1. 住まいと生活支援	14
2.2. 福祉	14
2.3. 旅行および諸活動	17
2.4. 医療	18
3. その他の権利と責任について	21
3.1. ビザ	21
3.2. 苦情	21
3.3. 異議申立	22
3.4. プライバシー	24
3.5. 「Your Passport to Queensland」のアプリ	26
3.6. 費用および支払い	26
3.7. 返金	28
3.8. 人道的理由、またはやむを得ない事情	31
3.9. 標準契約書の変更	32
3.10. 方針と手続き	32

標準契約書について

当方は、「海外留学生受け入れ教育・訓練機関のための国家行動規範 2018（National Code of Practice for Providers of Education and Training to Overseas Students 2018）」（以下「国家行動規範 2018（National Code 2018）」）に基づき、海外留学生、留学予定者、およびその親権者または法的保護者との間で、書面による契約を締結することが求められています。

本標準契約書は、以下から構成される書面による契約の一部を成します。

- 本標準契約書
- 入学契約書（これには、追加条件が含まれる可能性があります）
- 初回請求書および費用明細書
- 本標準契約書には、国家行動規範 2018（National Code 2018）への準拠を目的として、2000 年海外留学生向け教育サービス法（ESOS 法）に基づく当方の方針が含まれています。

本標準契約書において、

- 「契約（Agreement）」とは、本標準契約書、入学契約書、および初回請求書・費用明細書で構成される、当方と生徒との書面による契約を意味します。
- 「当方」には、Education Queensland International（EQI）、生徒が在籍する学校、そして（該当する場合には明示される）生徒の宿泊施設提供者が含まれます。
- 「生徒」とは、本契約を締結する留学生のことを指します。

1. 学業に関する要件

1.1. 入学要件

他の [CRICOS（海外留学生向けの教育機関および教育課程の政府認定制度）認定教育機関](#) から EQI への就学先変更を含む入学要件については、[入学および教育課程の要件基準（Entry and course requirement standards）](#) に明記されています。

クイーンズランド州の高校課程に直接入学を希望する留学生が、学力または英語力の要件を満たしていないと判断された場合、州立学校または EQI 認定の留学生向け集中英語コース（ELICOS）提供校において、高校進学準備コース（HSP）の受講が求められることがあります。

生徒が HSP または ELICOS を受講しても、高校課程への進学に必要な十分な進捗が見られない場合、当方は以下の対応を取ることがあります。

- 1 学年下の課程への入学を求める
- HSP または ELICOS を 1 学期追加で履修することを求める
- 上記の選択肢が適切でない場合は、「進学不可（No further offer）」の通知を行う

「進学不可（No further offer）」の通知を受けた場合は、第 3.2 項 [苦情](#) に記載されている通り、苦情を申し立てる権利があります。

1.2. 出席率

教育課程への出席は、学生ビザの条件の一つとされています。出席率が基準を満たしていない場合、当方は内務省（DHA）などの関係当局に報告する義務があり、その結果、学生ビザが取り消される可能性があります。

学校のある日には必ず登校してください。登校および下校時刻については、各校のウェブサイトを確認してください。

生徒が、入学契約書に記載された教育課程の開始日に登校せず、かつ事前に人道的理由またはやむを得ない事情を連絡し、その証拠書類を提出していない場合、当該生徒は入学を辞退したものととして取り扱われます。

1.2.1. 欠席

学校は毎日出欠を記録します。

終日または一部の時間でも欠席する場合は、必ず学校に連絡してください。欠席の連絡方法については、各校のウェブサイトで詳細を確認してください。

1.2.2. 出席要件を満たさない可能性がある事例

以下のいずれかに該当する場合に本項は適用されます。

- 連続で3日以上欠席しており、かつ事前に当方から休学の承認を受けていない場合
- いずれかの学期（1月～6月または7月～12月）において、教育課程の所定授業時間に対する出席率が90%に満たない場合
- 当方が生徒の出席状況について他の懸念を有している場合

学校は、生徒と出席状況について面談を行い、欠席の理由を説明する証拠（医師の診断書など）を提出するよう求めます。人道的理由またはやむを得ない事情により出席率に影響が出た場合、休学措置が適用されることがあります。詳細は、**第 1.5 項 入学延期・休学・取消し**をご参照ください。

1.2.3. 出席率が基準を満たしていない場合

教育課程のいずれかの学期において、所定授業時間に対する出席率が90%から85%の間となった場合、本人およびその親権者、法的保護者、またはDHA認定後見人に対し、書面による通知を行います。

出席率が教育課程における所定授業時間の80%を下回った場合、出席状況が基準を満たしていないと判断されるため、関係当局への報告を予定している旨を、生徒本人に対し書面にて通知します。以下のすべてに該当する場合、当方は報告を見送る判断をすることがあります。

- 欠席を説明するために、人道的理由またはやむを得ない事情を証明する書類が提出された場合
- すべての状況を考慮した上で、報告を行わないことが妥当であると当方が判断した場合
- 出席率が少なくとも70%ある場合（出席率が70%を下回った場合は、必ず報告する義務があります）

関係当局への報告予定に関する通知を受け取った場合、生徒は**第 3.3 項 異議申立**に定める権利を有します。

1.3. 行動規定

生徒が不適切な行為を行った場合、当方は入学を取り消すことがあります。これは学生ビザに影響を及ぼす可能性があります。

生徒は以下の規定を守らなければなりません。

- 学校で積極的に参加すること
- 自分の行動と学習に責任を持つこと

- 学校の他の生徒、保護者、教職員などの関係者、ならびに学校の環境および所有物を尊重すること
- 教職員および権限を持つ者と協力し、指示に従うこと
- 各校の生徒行動規範、方針および手続きを遵守すること
- オーストラリアの法律および学生ビザの条件を遵守すること
- 本契約に記載された条件を遵守すること
- 飲酒、喫煙や電子タバコの使用、処方薬の誤用、違法薬物の使用をしないこと
- 自分自身や他人の安全を脅かすような行為をしないこと
- 学校や留学生プログラムの評判を傷つける行為をしないこと

「行動規定」に関する本項において、「当方」には、生徒が当方の監督責任下にある期間中の宿泊施設提供者も含まれます。

1.4. 学業の進捗

[入学および教育課程の要件基準 \(Entry and course requirement standards\)](#) に記載されている通り、各学習期間（またはそれに相当する学期）において、当方が定める水準の学業成績を維持する必要があります。所定の学業成績基準を維持することは、学生ビザの条件の一つです。成績が基準に満たない場合、当方は関係当局に報告する義務があり、その結果、学生ビザが取り消される可能性があります。

1.4.1. 教育課程の期間

生徒は、当方が送付する「入学許可証 (Confirmation of Enrolment)」に記載された期間内に、教育課程を修了しなければなりません。

教育課程の修了期間の延長は、以下に該当する場合に限り認められます。

- 人道的理由またはやむを得ない事情を示す証拠がある場合
- 所定の学業成績基準を満たすことが困難であるため、履修科目数を減らすことを当方が認めた場合
- 入学の延期または休学について当方が承認した場合（詳細は第 1.5 項 [入学延期・休学・取消](#) [L](#) を参照）

教育課程の期間に変更があった場合、生徒はビザへの影響（新たなビザの取得が必要かどうかを含む）について助言を受けるため、内務省 (DHA) に連絡する必要があります。

1.4.2. 教育課程の要件

各教育課程に求められる学業成績の基準は、[入学および教育課程の要件基準（Entry and course requirement standards）](#)に定められています。

教育課程の課題内容や成績評価の方法については、各学校から案内があります。[教育課程の成績評価方法](#)については、クイーンズランド州教育課程・評価機構（Queensland Curriculum and Assessment Authority）のウェブサイト（<https://www.qcaa.qld.edu.au/k-12-policies/student-assessment>）をご覧ください。

次の学年への進級や教育課程の修了を保証することはできません。

1.4.3. レポート

当方は、クイーンズランド州教育省のウェブサイトから入手可能な [K-12 カリキュラムの評価および報告の枠組み（K-12 curriculum assessment and reporting framework）](#)に基づき、生徒およびその親権者や法的保護者に対し、学期ごとの成績レポートを文書で提供します。学期の一部期間のみ在籍していた生徒には、タームレポートが発行されます。

1.4.4. 学業成績が基準を満たしていない場合

学校は生徒の履修状況や成績をモニタリングし、教育課程を期限内に修了できるよう支援します。また、学習上の困難がある場合には、適切なサポートを提供します。学校は、生徒が学業成績の基準要件を満たせないリスクを早期に把握し、時間的余裕をもって通知および支援を行うことで、生徒が基準を満たす学業成果を達成できるよう、適切な介入措置を講じます。学校は、学生が求められる学業成果を達成できるよう、可能な限り介入策を講じて支援しますが、評価基準の達成を保証するものではありません。

正式な介入措置

教育課程の成績要件を満たさない生徒に対しては、学校長は生徒およびその親権者や法的保護者に書面で通知を行います。生徒は学業成績の向上を目指して計画を立てるために、学校長と面談することが求められます。

次の学習期間（学期）の成績報告においても、生徒の学業成績が引き続き基準に達しておらず、かつ人道的理由またはやむを得ない事情を示す証拠が提出されていない場合には、「所定の学業成績基準の達成」というビザ要件に違反しているものとみなされるため、学校は関係当局への報告を予定している旨を、生徒に対して書面で通知します。

関係当局への報告予定に関する通知を受け取った場合、**第 3.3 項 異議申立**に記載された権利を行使することができます。

1.5. 入学延期・休学・取消し

入学延期・休学・取消しは、関係当局への報告が義務付けられており、その結果、学生ビザに影響が生じる可能性があります。入学の延期・休学・取消しがあった場合、生徒は内務省（DHA）に連絡し、ビザへの影響について相談してください。

1.5.1. 生徒が申請する事例

人道的理由またはやむを得ない事情がある場合は、入学の延期または休学を申請することができます。

入学の取消しについては、随時対応が可能です。いずれの場合も、生徒は以下を行う必要があります。

- EQInternational@qed.qld.gov.au まで直接メールで連絡し、メール本文には生徒本人の氏名を明記すること
- 以下をメールの件名に記載すること
 - 「入学延期申請（application to defer commencement）」、「休学申請（application to suspend studies）」または「入学取消申請（cancellation of enrolment）」（該当するものを記載）
 - 学校名
- 入学延期・休学・取消しの申請書に記入すること
- 入学延期または休学の申請に関連する、人道的理由またはやむを得ない事情を証明する書類を提出すること

入学延期または休学を申請された場合、当方はできるだけ早くその決定を通知します。当方の決定にご不満がある場合は、**第 3.3 項 異議申立**に記載された権利を行使することができます。

未使用の授業料については、返金を受けられる場合があります。詳細は**第 3.7 項 返金**をご参照ください。

1.5.2. 当方が通知する事例

生徒の福祉に関わるやむを得ない事情が認められる場合、学校は休学措置の実施を検討し、その意向を通知することがあります。

以下のいずれかに該当する場合、当方は、休学措置または入学許可取消しの意向を書面にて通知することがあります。

- 入学審査または手続きに必要な情報の開示または更新を行わなかった場合
- 当方に対して虚偽、不完全、または誤解を招くような情報を提供した場合

- 学生ビザの条件に違反した場合、または学生ビザが取消された場合
- 学費を支払わなかった場合（第 3.6 項 [費用および支払い](#) 参照）
- 出席率が基準を満たしていない場合（第 1.2 項 [出席率](#) 参照）
- 不適切な行為を行った場合（第 1.3 項 [行動規定](#)、第 2.1 項 [住まいと生活支援](#)、第 2.2 項 [福祉](#)、および第 2.3 項 [旅行および諸活動](#) を参照）
- 学業成績が基準を満たしていない場合（第 1.4 項 [学業の進捗](#) を参照）
- 福祉支援の中止に関する通知に応じなかった場合（第 2.1 項 [住まいと生活支援](#) および第 2.2 項 [福祉](#) を参照）
- 上記以外の本契約違反があった場合

当方より休学措置または入学許可取消しの通知を受け取った場合、生徒は第 3.3 項 [異議申立](#) に記載された権利を行使することができます。

未使用の授業料については、返金を受けられる場合があります。詳細は第 3.7 項 [返金](#) をご参照ください。

「やむを得ない事情」とは、当方が当該生徒または第三者の健康・安全・福祉に懸念を抱いている状況を指します。

1.6. 入学登録内容の変更申請

入学登録内容に関する変更はすべて「入学登録の変更（Variation of Enrolment）」と呼ばれます。入学登録の変更には、教育課程の種類や期間、学年、またはクイーンズランド州立学校の変更が含まれます。

1.6.1. 当方が通知する事例

必要に応じて、当方は入学登録の変更を通知する場合があります（たとえば、クイーンズランド州立学校の変更により入学時期に影響が生じる場合や、当方が就学期間の延長または変更を行う場合などが該当します）。また、第 1.4 項 [学業の進捗](#) および第 1.5 項 [入学延期・休学・取消し](#) と併せてご参照ください。

以下のいずれかに該当する場合、入学変更として、オーストラリアの法律に基づき海外留学生への教育提供が認可されている、別のクイーンズランド州立学校への編入（転校）を手配することがあります。それに伴う必要な費用は、当方が負担します。

- 生徒に過失がなく、在籍中の学校に代替の選択肢がない場合、当方で宿泊施設および福祉支援の手配を変更する必要があることがあります（第 2 項 [生活](#) を参照）。

- 申請時に希望した必須科目が定員に達している場合、当方は、別のクイーンズランド州立学校への入学を手配することがあります。

1.6.2. 生徒が申請する事例

生徒は、入学登録内容の変更を申請することができます。これらの申請には当方の承認が必要であり、承認は保証されるものではありません。

入学変更として、オーストラリアの法律に基づき海外留学生への教育提供が認可されている、別のクイーンズランド州立学校への変更（学校の変更）を申請することができます。

変更内容によっては、追加の授業料、宿泊費、その他授業料以外の費用が発生する場合があります。

申請を行う前に、まず在籍校と相談し、入学要件や福祉に関する要件、申請期限、定員の制限など、入学登録の変更申請に影響を及ぼす可能性のある事項を十分に検討してください。

以下の条件を満たす場合、入学登録の変更申請は承認されます。

- 親権者または法的保護者がその変更を同意していることを示す書類を提出すること。
- 人道的理由またはやむを得ない事情がある場合には、それを証明する適切な書類を提出すること。
- 未払いの授業料またはその他の費用がないこと。
- 事務手数料を支払うこと。事務手数料の最新情報は、EQI のウェブサイト (<https://eqi.com.au/apply-now/fees>) をご覧ください。
- 学校を変更する場合
 - その変更が、在籍中の学校および希望する新しい学校の承認を得ていること（当方が生徒のためにその承認を取得します）。
 - 生徒が親権者、法的保護者、または DHA 認定後見人による日常生活のサポートを受けていない場合は、継続的な福祉が手配されていることを両校が確認すること。

1.6.3. 却下の理由

以下のいずれかの場合は、入学登録の変更申請が却下されることがあります。

- 上記の要件が満たされない場合
- 学校の変更を希望する場合に、人道的理由またはやむを得ない事情を証明する書類を提出できず、かつ在籍中の学校および/または希望する変更先の学校から承認が得られない場合

- 生徒が出席率や学業成績に関する要件を満たしておらず、移民当局への報告を回避しようとしていると当方が判断した場合
- 懲戒処分の決定がなされている場合、またはその効力が継続している場合

1.6.4. 申請方法

生徒は以下を行う必要があります。

- 当方のウェブサイトから「入学登録内容変更届（variation of enrolment request）」を入手し、必要事項を記入する。
- 変更届を EQInternational@qed.qld.gov.au 宛にメールで送付する。メールの件名には「入学登録内容変更届（variation of enrolment request）」と記載し、本文に生徒本人の氏名を明記する。
- 本項に定められた全要件を満たしていることを示す証拠を提出する。

入学登録内容変更届および必要書類一式を受領後、20 営業日以内に変更申請の審査結果を書面にて通知します。

入学登録内容の変更届が承認された場合、新しい契約書をお渡しします。申請が却下された場合は、**第 3.3 項 異議申立**に記載された権利を行使することができます。

1.7. クイーンズランド州立校以外の就学先への転校

オーストラリアの法律に基づき海外留学生への教育提供が認可されている、私立学校または他の教育機関への転校を申請することができます。

選択する学校や教育課程によっては、新しい学校で追加の授業料、宿泊費、またはその他の授業料以外の費用が発生する場合があります。

転校申請を行う前に、まず在籍校と相談し、他の学校や教育機関の入学申請期限などをご確認ください。

1.7.1. 他の CRICOS 認定教育機関から EQI への転校

現在在籍している他の CRICOS 認定教育機関からの転校は、通常の EQI 申込手続きを通じて申請することが可能です。

他の教育機関から転校する場合、以下の条件を満たす必要があります。

- [入学および教育課程の要件基準（Entry and course requirement standards）](#) に定められた要件を満たしていること
- 現在在籍している教育機関において、最初に登録した課程を 6 か月以上修了していること

- 親権者または法的保護者が転校に同意していることを示す、書面による確認書を提出すること

現在在籍している教育機関において、最初に登録した課程を 6 か月以上修了していない場合でも、[入学および教育課程の要件基準 \(Entry and course requirement standards\)](#) に定められた要件を満たしており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、当方が転校を検討することがあります。

- 在籍中の教育機関または教育課程が CRICOS 認定を喪失した場合
- 在籍中の教育機関が、ESOS 法に基づく監督機関から制裁を受けた結果、当該教育課程の継続が困難となった場合
- 在籍中の教育機関が転校に同意し、転校の有効日と理由を PRISMS に記録した場合
- 生徒を支援する政府機関が、当該変更が生徒の最善の利益にかなうと判断し、書面にて同意を提供した場合

1.7.2. EQI から私立学校または他の CRICOS 認定教育機関への転校

以下の条件をすべて満たす場合、当方は転校申請を承認します。

- 親権者または法的保護者が転校に同意していることを示す書類を提出すること
- 新しい学校または教育機関から発行された入学許可の証明書を提出すること
- 当方に対する未払いの授業料やその他の費用がないこと
- 生徒が親権者、法的保護者、または DHA 認定後見人の監護下でない場合は、継続的な福祉措置が両校によって確認されていること

1.7.3. 却下の理由

以下の場合、転校申請は却下されます。

- 上記の要件が満たされない場合
- 生徒が、出席率や学業成績に関する要件を満たしていないことによる入国管理当局への報告を回避しようとしていると、当方が判断した場合

1.7.4. 申請方法

生徒は以下を行う必要があります。

- 当方のウェブサイトから「転校申請書 (school transfer request form)」を入手し、必要事項を記入する。

- 申請書を EQInternational@qed.qld.gov.au にメールする。件名は「転校申請 (school transfer request)」とし、本文に生徒本人の氏名を明記する。
- 本項に定められた全要件を満たしていることを示す証拠を提出する。

申請および必要書類一式を受領後、10 営業日以内に当方の決定を書面にて通知します。

当方が転校申請を承認した場合、オーストラリアの法令に基づき、新たな学校または教育機関への転校手続きを進めます。当方が、私立学校またはその他の CRICOS 登録教育機関への転校申請を承認した場合は、移民局に連絡して、新たな学生ビザが必要かどうか相談してください。

申請が却下された場合は、却下理由を書面にて通知し、**第 3.3 項 異議申立**に記載される権利があるかどうかについてもご案内します。異議申し立ての権利がある場合、以下のいずれかが満たされるまで、当方は PRISMS における転校却下のステータスを確定しません。

- 20 営業日以内に苦情および異議申し立ての手続きを行わないことを当人が選択した場合。
- 苦情および異議申し立ての手続きがすべて完了し、転校申請却下の決定が維持された場合。
- 苦情および異議申し立て手続きを当該生徒が自ら取り下げた場合。当該生徒が受け入れ対象でなくなった後も、転校申請、およびその評価・決定に関する記録は、2 年間保持されます。

1.7.5. 教育課程を提供できない場合

当方が教育課程を提供できない場合は、書面にてご連絡いたします。当方の費用負担により、他の教育課程への入学を斡旋する場合があります。生徒に、その提案を受け入れる義務はありません。もしその提案を受け入れない場合は、未使用分の授業料について返金を受ける権利があります。**第 3.7 項 返金**をご参照ください。

当方がこれを行わなかった場合、「オーストラリア政府の学費保護サービス (Tuition Protection Service)」から代替の教育課程の斡旋を受けるか、適切な代替教育課程が見つからなかった場合には、未使用分の学費について返金を受けることが可能です。詳細は、学費保護サービスのウェブサイト (<https://tps.gov.au/>) をご覧ください。

2. 生活

2.1. 住まいと生活支援

2.1.1. ケア体制

生徒は以下の規定を守らなければなりません。

- 親権者、法的保護者、または **DHA** 認定の後見人と同居すること
- 中学・高校に在籍している場合は、当方の福祉管理の下、当方が承認した宿泊施設（ホームステイなど）に居住すること
- 教育課程修了前に **18** 歳になる生徒は、**18** 歳に達した時点で居住状況に変更が生じた場合、速やかにその旨を **EQI** に通知すること

当方の書面による承認がない限り、生徒はこれらの居住形態を変更することはできません。**18** 歳以上の生徒に関しては、**EQI** はその住居および福祉に関して法的責任を負いません。したがって、生徒が個人の判断により住居を選択した場合、**EQI** は当該居住環境に関して一切の責任および義務を負いません。

生徒が **DHA** 認定の後見人と同居し、住居および福祉面で支援を受けている場合、当方は当該後見人を生徒の親権者と同等に扱い、入学および就学に関するすべての事項（福祉に関する事項を含む）について、その後見人と連絡を取ります。

2.1.2. 連絡先

生徒は、オーストラリア到着後 **7** 日以内に、現地での居住住所を当方に報告する義務があります。居住住所を変更した場合は、変更後 **7** 日以内に当方へ報告する義務があります。これを怠った場合、学生ビザに影響を及ぼす可能性があります。

また、生徒本人の電話番号およびメールアドレスに加え、その親権者や法的保護者の連絡先および緊急連絡先についても、当方に最新の情報を提供する必要があります。これらの情報に変更があった場合は、**7** 日以内に当方へ通知しなければなりません。

2.2. 福祉

この「福祉」項目は、生徒が当方の福祉支援を受けており、かつ当方の承認を得た宿泊施設に居住している場合に限り、適用されます。親権者、法的保護者、または **DHA** 認定後見人と同居している場合は、この「福祉」項目は適用されません。

生徒は、「適切な宿泊施設および福祉支援の手配通知（Confirmation of Appropriate Accommodation and Welfare）」に記載された開始日から終了日までの期間内に、渡航を手配する必要があります。

生徒は、自身の福祉に対して深刻または緊急の脅威が生じた場合、速やかに当方へ報告しなければなりません。

2.2.1. 滞在先での生徒の行動規範

当方が承認した宿泊施設に居住している生徒は、以下の事項を守らなければなりません。

- 同居者、その所有物および生活環境を尊重すること
- 共同生活者として積極的に参加すること
- 自らの行動に責任を持つこと
- 宿泊施設に適用される規則または法律を遵守すること
- 日常生活および高リスク活動に関して、学校または宿泊施設提供者が定めた規則や判断に従うこと（[第 2.3 項 旅行および諸活動](#) 参照）
- 携帯電話を所持し、常に身につけておくこと
- 常に自身の所在を宿泊施設提供者に知らせ、連絡が取れる状態を保つこと

生徒がこれらの基準を満たさない場合、当方はその行動を本契約に違反する不適切または不正な行為とみなし、福祉支援の承認を取り消すことがあります。これは学生ビザに影響を及ぼす可能性があります。

2.2.2. 滞在先の変更

当方は、生徒が教育課程の期間を通じて適切な生活環境および福祉支援を継続的に受けられるよう、必要に応じて滞在先の変更を検討することがあります。

生徒が申請を行う場合

別の宿泊施設を希望する場合は、学校の宿泊手配担当者および進路指導教員までご相談ください。

以下の点にご留意ください。

- 特別な事情がない限り、滞在開始日から 4 週間以内における新たな宿泊施設の手配は認められません。
- 追加の「授業料以外の費用」が発生する場合があります。

- 通知期間や待機期間が適用される場合があります。

親権者、法的保護者、または DHA に認定された後見人との同居を希望する場合は、福祉支援内容の変更手続きを行うため、少なくとも 2 週間前までに当方に通知する必要があります。

当方が通知を行う場合

別の宿泊施設への変更を余儀なくされる場合があります、その際には通常、少なくとも 2 週間前までに書面で通知します。以下のような場合には、変更に伴う追加料金は発生しません。

- 特別な事情がある場合（例：生徒の安全に懸念がある場合など）、当方は即時に滞在先を変更することがあります。
- 現在の宿泊施設が一時的に利用できなくなった場合、当方が代替となる一時的な滞在先を手配します。

以下のような場合には、生徒の自己負担により別の滞在先への移動が必要となることがあります。

- 生徒の行為または不正行為が本契約に違反する場合、および/または
- 生徒が医療情報を当方に開示しなかったことにより、当方が生徒のニーズを適切にサポートできないと判断した場合

2.2.3. 福祉支援の中止

当方は、以下に例示する理由（ただしこれらに限られません）に基づき、生徒に対する福祉支援の承認を継続できなくなった場合には、当該福祉支援の中止について通知することがあります。

- 生徒の健康や福祉、または他者の福祉が危険にさらされる可能性があるとして当方が判断した場合
- 生徒の行為または不正行為が本契約に違反する場合、および/または
- 深刻な健康上の問題が発生した場合、または必要な医療情報が当方に開示されなかった場合

当方が福祉支援を中止した場合、以下のいずれかが 5 営業日以内に行われたい限り、当局に報告することがあります。

- 親権者、法的保護者、または DHA 認定の後見人が、福祉提供の責任を引き受ける
- 当方の監護下に留まるために、生徒は代替滞在先を当方の検討および承認の対象として指定する

上記の要件が満たされない場合、当方は関係当局へ報告を行います。また、以下の措置が講じられることがあります。

- 生徒への福祉支援を当方から生徒の親権者または法的保護者へ移行するにあたり、生徒の帰国時には、必要に応じて同行者の手配、承認および支援を行う場合があります。
- 親権者または法的保護者の元に戻るために要したすべての費用について、生徒は当方が負担した分を返金する義務があります。
- 未使用の授業料がある場合、当方はそれを上記の費用に充当することがあります。
- 当方は、生徒に対する福祉支援の承認を継続できなくなった場合には、その旨を関係当局へ報告する義務があり、その結果、学生ビザに影響を及ぼす可能性があります。
- 本項に基づき関係当局への報告が行われた場合、[異議申立](#)の項は適用されません。

2.3. 旅行および諸活動

この「旅行および諸活動」項目は、生徒が当方の監護下にあり、当方が承認した宿泊施設に居住している場合に適用されます。

本項の規定に従わない場合には、当方は当該生徒の行為を不適切なものと見なし、入学許可の取り消し、または福祉支援提供に関する承認を撤回する措置を講じることがあります。これは学生ビザに影響を及ぼす可能性があります。

2.3.1. 教育課程の要件

生徒は、教育課程の一環として実施されるすべての学校活動（遠足や移動を伴う校外活動などを含むがこれに限らない）への参加が求められます。

2.3.2. 日常的な活動

日常的な活動については、宿泊施設の提供者と相談のうえ、その判断に従う必要があります。日常的な活動とは、登下校や校外学習への移動、宿泊施設の提供者との日常的な外出や、買い物・娯楽・スポーツ・友人訪問・医療機関の受診など、家庭内で日常的に行われる活動が含まれます（ただし、これらに限定されるものではありません）。これには、宿泊施設提供者が居住する住居以外での外泊は含まれません。

2.3.3. リスクの高い活動

たとえ親権者、法的保護者、宿泊施設の提供者から許可を得ていたとしても、当方の承認がない限り、リスクの高い活動への参加は認められません。

「リスクの高い活動」とは、本質的に危害、疾病、またはけがのリスクが高い活動を指します。たとえその活動が管理された環境下で適切な監督のもとに実施されたとしても、その活動が高リスクであることには変わりありません。リスクの高い活動の例として、エクストリームスポーツ、水上アクティビティ、危険を伴うレクリエーション活動、仮免許または条件付き免許での運転やその同乗、宿泊を伴う旅行などが挙げられます。

「危害」とは、人の身体的、心理的、または感情的な健康に重大な悪影響を及ぼすこと（自傷行為も含む）を指します。

生徒は、すべての高リスク活動について当方の許可を得なければなりません。これには、宿泊施設提供者の住居を離れて行う宿泊を伴う旅行（宿泊施設提供者の同行の有無を問わない）、保護者の同意が求められるようなレクリエーション活動、また宿泊施設提供者以外の監督が必要とされる活動が含まれます。

当方は生徒の要望を審査するにあたり、活動の性質、伴うリスク、監督体制、生徒の過去の経験・訓練、資格の有無、福祉体制、年齢および発達段階など、関連する事項を総合的に考慮します。また、親権者、法的保護者、宿泊施設提供者の意見を考慮する場合がありますが、同意が得られたとしても、必ずしも許可が下りるとは限りません。

許可を申請するには、当方のウェブサイトに掲載されている「旅行および諸活動の申請書（travel and activities form）」に記入し、在籍校に提出してください。旅行や諸活動の手配を行う前に、**第 1.2 項 [出席率](#)**および**第 1.4 項 [学業の進捗](#)**を確認してください。

2.3.4. 交通手段

宿泊施設の提供者は、生徒の登下校や校外学習への移動に際し、適切な公共交通機関やその他の安全な移動手段の利用を求める場合があります。

クイーンズランド州の仮免許を所持している場合は、当方および親権者または法的保護者の許可を得たうえで、自動車教習を受けることができます。許可を申請するには、当方のウェブサイトに掲載されている「旅行および諸活動の申請書（travel and activities form）」に記入し、在籍校に提出してください。

2.4. 医療

2.4.1. 健康に関する情報

入学申請時には、当方が生徒の身体的および精神的健康を支援するために必要とされるすべての情報を開示しなければなりません。これには、生徒の病歴、既往症およびアレルギー（その管理方法や重症度を含む）、ならびに使用しているすべての薬（その投与や管理方法を含む）などが対象となります。当方は、学校および（宿泊施設提供者と同居している場合は）滞在先において適切な支援を提供

し、学生ビザの要件に基づき、支援体制および全般的な福祉体制を承認・監督するために、これらの情報の提供を必要とします。やむを得ない事情（例：第 2.4.2 項 [医療処置](#) を参照）が適用される場合を除き、当方は、生徒の薬の管理や使用に関して、保護者または法的後見人の許可を求めることがあります。

また、教育課程の期間中に処方薬を継続して使用する場合は、かかりつけの医療専門家に相談する必要があります。その際には、オーストラリア政府の薬品・医薬品行政局（Therapeutic Goods Administration）のウェブサイト（<https://www.tga.gov.au/>）を確認し、自身の薬が規制対象であるかどうか、またそれが継続的な治療管理にどのような影響を及ぼすかを理解することも求められます（ただしこれに限りません）。これは、オーストラリア到着前および滞在期間中の両方に適用されます。

当方から求められた場合、医療記録を提出する必要があります。

当方は、生徒の健康情報を機密情報として扱いますが、適切なケアを提供するために、学校、宿泊施設提供者、ならびに生徒のケアに関わる医療専門家と当該情報を共有する場合があります。

生徒が病状（診断の有無にかかわらず）を開示せず、当方が生徒のニーズを適切にサポートできないと判断した場合、福祉支援を中止することがあります。詳細は、第 2.1 項 [住まいと生活支援](#) をご参照ください。これは、生徒の入学許可に影響を及ぼす可能性があります。

当方は、いかなる保健指令への対応に関しても、オーストラリア政府（<https://www.health.gov.au/>）の指示に従います。

当方は感染症の拡大を防止する目的で、生徒の個人情報および病歴を記録・利用し、他の政府機関、関係組織、または個人に対して開示する場合があります。

第 3.4 項 [プライバシー](#) もご参照ください。

2.4.2. 医療処置

生徒が医療またはその他の健康管理を必要とする場合（軽度の病気やけがに対する日常的なケアを除く）、当方は可能な限り速やかに、親権者、法的保護者、指定された緊急連絡先、および宿泊施設の提供者に連絡を取るよう最善を尽くします。

当方は、やむを得ない事情によって、適切かつ生徒の最善の利益になると判断した場合には、以下の対応を行うことがあります。

- 市販薬や処方薬の提供または投与
- 応急処置の実施

やむを得ない事情には、生徒が医療専門家による治療を必要としていると当方が判断し、親権者または法的保護者の許可が得られない場合が含まれます。当方は、生徒の最善の利益になると判断した医療およびその他の専門的な治療について、許可を行う場合があります。これには、病院への搬送、緊急処置、薬剤や医薬品の投与が含まれます。そのために、当方は生徒に代わって、医療処置およびその他の健康管理措置に対する同意書に署名することがあります。

当方が承認した医療またはその他の治療にかかる一切の費用については、生徒が当方に対して返金する義務を負うものとします。

この「**医療処置**」項目における「当方」には、宿泊施設の提供者も含まれるものとします。

2.4.3. 保険

海外留学生健康保険（OSHC）は、留学生がオーストラリアで医療や入院治療を受けた際に発生する基本的な費用を補償する保険です。また、必要に応じて、医薬品や救急車サービスに対しても限定的な給付が提供されます。OSHCは、すべての医療費を補償するものではありません。

移民当局から別途指示がない限り、学生ビザの有効期間中は、OSHCに加入し、それを継続して維持する必要があります。

重傷、病気、死亡した場合の帰国費用も含め、より包括的な医療費を補償する追加の健康保険または旅行保険への加入が推奨されます。

3. その他の権利と責任について

3.1. ビザ

生徒の入学許可は、オーストラリアの法令に基づき、学生ビザの取得および継続的な維持を条件としています。学生ビザの条件に違反した場合や、ビザが取り消された場合には、当方より入学取消の通知を行うことがあります。詳細は、**第 1.5 項 [入学延期・休学・取消し](#)**をご覧ください。

生徒が本契約に違反した場合、当方はその違反内容を関係当局に報告しなければならない場合があります。何らかの理由で生徒の入学が取り消された場合、当方はその旨を当局に報告する義務があります。いずれの場合も、学生ビザが取り消される可能性があります。

オーストラリアの法律により、教育課程の受講に学生ビザの取得が義務付けられていない場合（例：6 歳未満の子ども）、本契約における学生ビザ取得義務は、以下のいずれか早い時点まで適用されないものとします。

- オーストラリアの法律により学生ビザの取得が義務付けられた時点
- 学生ビザを取得した時点

3.2. 苦情

3.2.1. まず話し合いましょう

苦情を申し立てる前に、まずは学校に連絡して問題の解決を図ることをお勧めします。教育課程、生活環境、または福祉に関する問題がある場合は、学校と相談してください。

学校の職員や、職員が下した決定に関して問題がある場合は、学校の校長に相談してください。

ミーティングの際には、サポートしてくれる人を同伴することができます。

3.2.2. 苦情への対応について

当方は、教育省の「苦情及び不服申立て対応指針」（<https://ppr.qed.qld.gov.au/pp/complaints-and-grievances-management-policy>）および本標準契約書に従って、苦情への対応を行います。

生徒は、学校、教育省、その職員、当方の留学エージェント、または教育課程に関連するサービス提供において、当方と契約関係にある関連団体の対応やサービスに不満がある場合、正式な苦情を申し立てることができます。苦情申出手続の利用に際して、手数料は一切発生しません。

生徒は、以下のいずれかの方法により、苦情を申し出ることができます。

- 学校に連絡を取る
- クイーンズランド州政府ウェブサイト上の「苦情・感謝の声」のフォーム
(<https://www.qld.gov.au/contact-us>) に記入する（通訳サービスの利用など詳しい情報は、<https://ged.qld.gov.au/contact/compliments-complaints> をご参照ください）
- オーストラリア国内からは、13QGOV（13 74 68）に電話する
- 国際電話の場合は、+617 3022 0001（UTC+10 時間）に電話する
- クイーンズランド州政府の窓口（<https://www.qld.gov.au/about/contact-government/contacts/government-service-offices>）を訪問する

生徒は、苦情の作成にあたって、保護者、宿泊施設の提供者、または弁護士などから支援を受けることができ、苦情について話し合うためのミーティングには、サポートしてくれる人を同伴することも可能です。

当方は、苦情を受領した旨を文書にて通知し、10 営業日以内にその解決手続きを開始します。当方は、できる限り速やかに判断を下し、その結果および理由を生徒に通知します。

詳しくは、教育省の「苦情・感謝の声」ウェブページ（<https://ged.qld.gov.au/contact/compliments-complaints>）をご参照ください。

3.3. 異議申立

当方が以下の事項に関して行った決定に不満がある場合、生徒はその決定について異議を申し立てることができます（**内部異議申立**）。

- 生徒を関係当局に報告するという決定（第 1.2 項 [出席率](#) および第 1.4 項 [学業の進捗](#) を参照）
- 生徒による入学延期または休学申請に対する却下決定（第 1.5 項 [入学延期・休学・取消し](#) を参照）
- 当方の判断による、休学措置または入学取消し（第 1.5 項 [入学の延期・保留・取消し](#) を参照）
- 他のクイーンズランド州立学校への転校を認めない決定（第 1.6 項 [入学登録内容の変更申請](#) を参照）
- 転校申請を拒否するという決定（第 1.7 項 [クイーンズランド州立校以外の就学先への転校](#) を参照）

- 生徒の苦情に対する当方の対応結果（第 3.2 項 [苦情](#) を参照）

異議申立手続の利用に際して、手数料は一切発生しません。

3.3.1. 異議申立の方法

異議を申し立てるには、当方の決定通知を受け取ってから 20 営業日以内に、以下を行う必要があります。

- メール（宛先：OED.DEI@ged.qld.gov.au）で直接当方に連絡してください。メール本文に生徒本人の氏名を明記するほか、以下を含めてください。
 - メール の 件 名 に は 「Appeal to Internal Appeal Review Officer（内部異議申立の審査官への再審請求）」と記載すること
 - 決定を変更すべきと考える理由を含め、関連する情報をすべて記載すること

また、郵送で異議申立を行うことも可能です（宛先：EQI Appeals, PO Box 15050, City East Qld 4002）。異議申立の迅速な解決を図るため、メールでの連絡を推奨します。

生徒は、異議申立の作成にあたって、保護者、宿泊施設の提供者、または弁護士などから支援を受けることができ、異議申立について話し合うためのミーティングには、サポートしてくれる人を同伴することも可能です。

3.3.2. 決定

生徒が、当方や留学エージェントの対応、あるいは教育課程や関連サービスの提供に関して、当方と契約関係にある関連団体の対応について異議を申し立てた場合には、当方が当該申立に対応します。当方は、申立てを受理した後、10 営業日以内に書面にて受領の通知を行い、申立手続を開始します。生徒には、正式に意見を表明する機会が与えられ、その際に発生する費用は無料、または最小限に抑えられます。

当方はできる限り速やかに判断を下し、その結果および詳細な理由を生徒に書面で通知します。

当方の判断が生徒の異議申立を認めるものであった場合、当方は直ちに新たな決定を実施し、その決定に基づいて必要な措置を講じ、その内容を生徒に通知します。

3.3.3. 決定に不服がある場合

当方の決定に納得できない場合は、クイーンズランド州苦情処理官にメール

（ombudsman@ombudsman.qld.gov.au）または郵送（Queensland Ombudsman, GPO Box 3314, Brisbane Qld 4001）で、苦情を申し立てることができます（外部異議申立）。その場合は、内部申立の不承認結果を受領した日から 10 営業日以内に、外部申立を行ったことを証明する書類を添付の

うえ、当方にメール（宛先：OED.DEI@qed.qld.gov.au）で通知してください。また、上記期間内に外部申立を行わないことを決めた場合も、その旨を当方に通知する必要があります。連絡がない場合は、外部申立が行われなかったものとみなし、内部申立の結果に基づき手続きが進められます。

外部異議申立を行った結果、生徒の申立が認容された場合、当方は苦情処理官からのすべての助言に従うものとします。ほとんどの場合、苦情処理官は当方の決定が方針や手続きに従って行われたかどうかを審査するため、必ずしも当初の決定が変更されるとは限りません。

3.3.4. 異議申立手続き中の当方の対応について

生徒が当方の決定に対して異議申立を行った場合、以下のとおり当該決定の実施は保留されます。

- 休学措置または入学取消しに関する決定は、当該申立の結果が当方の決定を支持する旨の判断がなされるまでは、当方により実施されないものとします。ただし、**第2項 生活**に基づき、福祉支援の中止を要するやむを得ない事情が認められる場合には、当方は例外的に当該決定を実施することができるものとします。
- 生徒を当局に報告する決定（**第1.2項 出席率**および**第1.4項 学業の進捗**参照）については、外部申立手続きが終了し、その結果が当方の決定を支持するまで、当方はその決定を実施しません。

「やむを得ない事情」とは、当方が当該生徒または第三者の健康・安全・福祉に懸念を抱いている状況を指します。

3.3.5. 異議申立を行わない場合

生徒が定められた期間内に異議申立を行わなかった場合、その決定は直ちに有効となります。

3.4. プライバシー

当方は、本契約の履行に伴い取得する情報を含め、生徒の入学申請時および在学期間中に個人情報を収集します。

これらの情報の一部は、オーストラリアの法律（2000年 ESOS 法、国家行動規範 2018 および 2006 年教育一般制度法を含むがこれらに限定されない）に基づく義務を遵守するために収集されます。

当方は、本契約および留学生プログラムの運営に関連して、生徒の個人情報を記録、利用、ならびに開示する場合があります。これは、本契約の管理、入学手続の遂行、教育課程の提供、生徒に対する注意義務の履行、ならびにオーストラリア法令の遵守を目的としています。以下は、当方が個人情報を記録、使用または開示する場合の例です。

- クイーンズランド州カリキュラム評価機構（QCAA）への学生登録およびアカウントの作成

- PRISMS（教育機関登録・留学生管理システム）への情報入力
- 生徒の教育およびビザに関連する目的で、連邦教育省および内務省との情報の共有（当方による関係当局への報告義務の遂行を含む）
- 連邦政府機関およびクイーンズランド州政府機関、OSHC 保険会社（当方が手配する場合）、クイーンズランド州立学校、学費保護サービス（TPS）、EQI の ELICOS 進学準備プログラム提供校（生徒が登録する場合）、他の CRICOS 登録教育機関（転校申請を行った場合）、ホリデーアドベンチャープログラム運営者（当該プログラムへの参加を希望する場合）との情報共有
- 生徒の不適切な行動に対して、当方が認められている、または義務付けられている措置を講じる場合
- 生徒が宿泊施設の提供者と同居している場合、当該宿泊施設の承認、宿泊施設提供者への必要な生徒情報の提供、宿泊状況の把握、ビザ条件の遵守状況（出席状況、教育課程の進捗状況、その他のビザ違反の有無を含む）の確認、生徒への適切な支援および福祉全般の管理を行うため
- 生徒が宿泊施設の提供者と同居している場合、当方、宿泊施設の提供者、学校、保護者との間で、安全なオンラインサービス（例：QParents）を通じた継続的な情報交換をするため
- 入学申請時に留学エージェントを指名している場合、当方、エージェント、および保護者間で、ビザ条件の遵守状況（出席状況、教育課程の進捗状況、その他のビザ違反の有無を含む）の確認、生徒の不適切な行動、適切な支援および福祉全般の管理に関して、生徒の個人情報を共有するため。ただし、その共有を希望しない旨の書面での通知があればこの共有を停止します。

個人情報が収集される各フォームには、プライバシーに関する声明が明記されています。これらの声明には、当方に開示された個人情報の収集、記録、使用、開示の方法について、異なる内容や追加情報が含まれている場合があります。

当方による生徒の医療情報の収集、記録、使用および開示に関する詳細については、**第 2.4 項 [医療](#)**もご参照ください。

また、当方が保有する生徒の個人情報の確認方法など、プライバシーポリシーの詳細については、ウェブサイト（<https://qed.qld.gov.au/about-us/rti>）をご確認ください。

3.5. 「Your Passport to Queensland」のアプリ

クイーンズランド州での滞在準備をサポートするために、当方は「Your Passport to Queensland」というアプリを作成しました。このアプリは、**Apple App Store** および **Google Play** からダウンロードできます。このアプリをダウンロードおよびインストールすることにより、生徒は教育省国際教育部門の「出発前オリエンテーション情報アプリ利用規約」に同意したものとみなされます。利用規約はEQIのウェブサイト（<https://eqi.com.au/student-support/app/terms-and-conditions>）でご確認いただけます。

3.6. 費用および支払い

3.6.1. 費用の種類

生徒は以下のすべてを支払う義務があります。

- 授業料
- 授業料以外の費用（宿泊費、OSHC 保険料、入学に関連する事務手数料など）
- 本契約書に定められたその他の金額（例：生徒の代理として負担した医療費の返金など）

生徒は、授業料および授業料以外の費用すべての支払いに関する領収書を保管しておく必要があります。また、生徒は当方が提供した本契約書のコピーを保管する責任があります。

3.6.2. 金額

授業料および授業料以外の費用は、当方が定めるものであり、通常は毎年値上げされます。実際に支払うべき金額は、生徒の教育課程、学年、居住地、就学先、ならびに教育課程の開始時期によって異なります。同様の状況にあるすべての留学生には、同じ料金が適用されます。

授業料および授業料以外の費用は、EQIのウェブサイト（<https://eqi.com.au/apply-now/fees>）に掲載されています。すべての料金はオーストラリアドルで支払う必要があります。また、学校によっては、追加の授業料（例：専門プログラムを希望する場合）や授業料以外の費用（例：学校の制服）を請求する場合があります。詳細については、各校のウェブサイトをご参照ください。本契約の締結日時点における料金に基づく、生徒が支払うべき授業料および授業料以外の費用の見積りは、入学契約書に添付された「費用明細書（Statement of Fees）」に記載されています。

また、教育課程の内容や福祉に関する要件について、開始前に複数回の変更申請（例：入学登録内容の変更など）を行った場合には、事務手数料が請求されることがあります。

3.6.3. 請求書

授業料および授業料以外の費用については、教育課程の開始前、ならびに期間中（分割払いが適用される場合や追加費用が発生する場合）に請求書を送付します。

請求書に記載された期日までに、請求金額をお支払いください。請求された金額以上を支払う必要はありませんが、希望する場合は、開始前に請求額を超える金額を支払うことも可能です。

請求額を超えて受領された金額は、将来発生する費用のためのデポジット（預かり金）として割り当てられます。将来的に請求される料金（過去に支払われた金額が不足していた場合も含む）は、該年度の公表された料金に基づいて請求されます。

また、サイバー犯罪や支払詐欺のリスクを軽減するため、支払いは請求書に記載された正確かつ認証済みの銀行口座に行うことが、生徒の責任となります。支払いにあたっては、請求書に記載された確認方法に従い、口座情報を慎重に確認してください。

3.6.4. 宿泊施設費用

生徒が宿泊施設に滞在する場合、教育課程の全期間の宿泊施設費用に加え、開始前および終了後それぞれ 1 週間分の追加費用を支払う必要があります。

受講する教育課程に 12 月～1 月のスクールホリデー期間が含まれている場合は、生徒は当該期間の宿泊施設費用、または当該時点の料金に基づく宿泊施設確保料（不在期間中に適用される料金）のいずれかを支払う必要があります。

上記の場合を除き、生徒が承認された宿泊施設に実際に滞在しているか否かにかかわらず（例：許可された旅行期間中の不在等を含む）、当該期間の宿泊施設費用は支払う必要があります。

3.6.5. 支払いを怠った場合

支払いは、費用が支払期日までに着金するよう、十分な余裕をもって行う必要があります。生徒は当方に支払いの証拠を提出しなければなりません。支払期日を過ぎても全額が支払われていない場合、生徒には延滞通知が送付されることがあります。生徒が諸費用を滞納した場合、当方は当該生徒の入学を取り消すことができ、その結果、学生ビザに影響を及ぼす可能性があります。

未使用の授業料以外の支払い（宿泊施設費用を除く）については、未払いの授業料に充当される場合があります。

3.7. 返金

3.7.1. 生徒の権利

生徒が教育課程を修了しなかった場合、以下に定める特定の状況において、支払い済み費用の一部について返金を申請することが可能です。当方が請求する一部の授業料および授業料以外の費用については、返金の対象外となります。

また、オーストラリアの法律により義務付けられているその他の返金にも応じます。人道的理由またはやむを得ない事情が認められる場合には、当方の裁量により、その他の未使用分の費用について返金に応じることがあります。

以下の返金申請は、それぞれ該当する機関へ申請してください。

- 授業料および授業料以外の費用（ただし、OSHC 保険料、宿泊施設確保料、職業教育訓練（VET）提供機関の費用を除く）については、当方に申請してください。これは、生徒が当方に直接支払った場合、または当方の代理として料金を徴収したエージェントに支払った場合のいずれにも適用されます。
- OSHC 保険料については、OSH 保険会社に申請してください。さらに
- 宿泊施設確保料および VET 提供機関の費用については、各学校に申請してください。

本契約および各種手続きに対する苦情申立や異議申立の権利は、該当する場合において、生徒がオーストラリア消費者法に基づいて法的措置を講じる権利を妨げるものではありません。

3.7.2. 返金額

返金額は、以下に定める状況に応じて異なります。

状況	返金額
生徒本人のビザが拒否された場合、または生徒がガーディアンビザ（サブクラス 590）保持者の保護下にある場合において、同行する成人のビザが拒否された場合	支払済みの授業料および授業料以外の費用については、\$500 または支払済金額の 5%のいずれか少ない方の金額を差し引いた額が返金されます。この返金額の算出は、オーストラリアの法律（2000 年海外留学生向け教育サービス法、2024 年留学生教育サービス返金計算規則書）に基づいて行われます。

生徒に授業料の支払い義務がなくなった場合（例：生徒がオーストラリアの永住権を取得したことを証明する書類を提出した場合など）	未使用の授業料を返金します。
ホームステイプログラム	
生徒がホームステイプログラムへの参加終了を希望し、かつ退去希望日の少なくとも 14 日前までに書面で通知した場合	EQI が宿泊施設に対して支払った滞在費のうち、未使用分を返金します。
生徒がホームステイプログラムへの参加終了を希望し、退去希望日の 14 日前までに書面による通知が行われなかった場合	EQI が宿泊施設に対して支払った滞在費のうち、書面による通知提出日から 14 日後の日付を起算日として算出される未使用分が返金されます。
未使用の宿泊費用を返金する場合（12 月～1 月のスクールホリデー期間に適用）。7 泊以上の旅行が承認されていることを証明する書類を返金申請書に添付する必要があります。	1 週間あたりの宿泊費用から宿泊施設確保料を差し引いた金額が返金されます。
当方による契約の取消または不履行	
生徒が教育課程を開始する前に、当方が入学を取消した場合	支払済みの料金（授業料および宿泊費用）を返金します。
当方が、合意された開始日に指定された場所で教育課程を提供できなかった場合	オーストラリアの法律（2000 年海外留学生向け教育サービス法、2024 年留学生教育サービス返金計算規則書）に基づき、未使用の授業料を返金します。
教育課程修了前にその提供を中止した場合	オーストラリアの法律（2000 年海外留学生向け教育サービス法、2024 年留学生教育サービス返金計算規則書）に基づき、未使用の授業料を返金します。

その他の契約の取消または不履行	
当方がビザ条件違反を当局に報告したため、入学許可証 (Confirmation of Enrolment) が取消された場合（ 第 1.2 項 出席率 および 第 1.4 項 学業の進捗 を参照）	入学の取消日から 10 週間後を起算日とし、それ以降の未使用の授業料が返金されます。
生徒の教育課程開始後に当方が入学を取消した場合（ 第 1.5 項 入学延期・休学・取消 を参照）	入学の取消日から 10 週間後を起算日とし、それ以降の未使用の授業料が返金されます。
生徒の教育課程開始後に、学生ビザの条件違反により入学が取消された場合	入学の取消日から 10 週間後を起算日とし、それ以降の未使用の授業料が返金されます。
生徒による辞退	
生徒が教育課程開始日の 10 週間前までに辞退した場合	支払済みの料金（授業料および宿泊費用）を返金します。辞退に伴い、当方が合理的に負担した費用の回収を目的として、事務手数料が請求されます。
生徒が教育課程開始日の 10 週間前以降に辞退した場合	書面による通知の提出日から 10 週間後を起算日とし、それ以降の未使用の費用が返金されます。辞退に伴い、当方が合理的に負担した費用の回収を目的として、事務手数料が請求されます。
生徒が教育課程の開始日以降に辞退を表明し、かつ終了希望日の少なくとも 10 週間までに書面で通知した場合	未使用の授業料を返金します。
生徒が教育課程の開始日以降に辞退を表明し、かつ終了希望日の 10 週間前以降に書面で通知した場合	書面による通知の提出日から 10 週間後を起算日とし、それ以降の未使用の授業料が返金されます。

3.7.3. 返金の手続き

返金を受けるには、当方ウェブサイトからダウンロード可能な「返金申請書（refund request form）」に必要事項を記入し、提出してください。必要に応じて、証拠書類を添付してください。

ただし、当方が教育課程を提供できなかった場合には、返金申請を行う必要はありません。

3.7.4. 返金の処理

当方が生徒の受講予定であった教育課程を提供できなかった場合、オーストラリアの法令に従い、未使用の授業料を 14 日以内に返金します。それ以外の場合（返金申請書の提出が必要な場合）は、返金申請書が当方に到着してから 28 日以内に返金を行います。

生徒に当方への未払い金がある場合には、当該金額は返金額から控除されるものとします。

すべての返金は費用の種類ごとに個別に判断されるため、ある費用区分に対する返金額を、他の費用区分に対する未払残高と相殺することはできません。

すべての返金はオーストラリアドルで行われ、生徒の親権者、法的保護者、もしくはその指示を受けた代理人に支払われます。ただし、生徒が 18 歳以上であり、費用を本人が直接支払った場合には、返金は生徒本人に対して行われます。

返金はすべて、生徒が提供した支払い指示に従って行われます。支払い指示を更新する必要がある場合は、EQInternational@qed.qld.gov.au までご連絡ください。

3.8. 人道的理由、またはやむを得ない事情

生徒は、教育課程に影響を及ぼす可能性のある「人道的理由」または「やむを得ない事情」に関する証拠を提出することができます。当方は本契約に基づき、各事案の個別の事情を考慮し、専門的な判断のもとに審査を行います。

人道的理由とは、生徒に悪影響を及ぼし、かつ以下の基準を満たしていると当方が判断した状況を指します。

- 生徒のコントロールの及ばない状況であり、
- 生徒の福祉や学業の進捗に悪影響を与えていること（例：病気、近親者の死去、または心的外傷を伴う出来事などが該当する可能性があります）

やむを得ない事情とは、生徒の教育上最善の利益のために、当方に特別な配慮を求める状況を指します。

本契約において、「人道的理由」および「やむを得ない事情」のいずれにも該当しないものとして、以下のような状況が含まれます。

- 生徒自身の行動に起因する、または自己管理の範囲内にある状況
- 本契約や学生ビザの条件に違反するような、生徒自身が行った手配や行動
- 料金未払いにより当方が下した決定

人道的理由、またはやむを得ない事情があると生徒が考える場合は、できるだけ早く当方までご連絡ください。生徒のそれぞれの状況を考慮して対応します。生徒は、適切な証拠書類を提出する必要があります。

3.9. 標準契約書の変更

本標準契約書は、当方により随時変更されることがあります。変更内容はすべての海外留学生に対して一律に適用されます。当該変更が効力を生じる日の少なくとも 3 か月前までに、生徒に対して通知を行います。

変更が適用された後も生徒が在籍課程への出席を継続した場合、当該変更に同意したものと見なされます。

変更内容に同意しない場合、生徒は変更が適用される前であれば、いつでも入学登録を取消することができます。その場合、未使用の費用は全額返金されます。

3.10. 方針と手続き

本標準契約書は、国家行動規範 2018 への準拠を目的として、2000 年海外留学生向け教育サービス法（ESOS 法）に基づいて定められています。本標準契約書は、当方の方針（<https://ppr.qed.qld.gov.au/pp/international-student-programs-subclass-500-schools-visa-policy>）と併せてご確認ください。

本契約の運用を支えるすべての方針および手続きは、方針・手続き登録ウェブサイト（<https://ppr.qed.qld.gov.au/>）に掲載されています。